

春日井市特定事業主行動計画

平成18年5月

春日井市教育委員会

はじめに

現在、わが国において急速に少子化が進行している中、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況を踏まえ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境の整備が求められています。社会全体で「子育て」環境を整備していくために、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。

この法律では、地方公共団体を「特定事業主」と規定し、職員の子育て支援計画を策定するよう求めています。そこで同法に基づく特定事業主行動計画をここに策定し、子どもを産み育てやすい職場の環境づくりを春日井市教育委員会の全職員の取り組みとして進めていくこととします。

対象者

この計画は、春日井市教育委員会に常時勤務する職員を対象とします。

常時勤務する職員とは、春日井市教育委員会の事務局職員(以下「市職員」という)及び春日井市立の小・中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、学校事務職員、学校栄養職員(以下「県費負担教職員」という)とします。

なお、県費負担職員については、次世代育成のための制度が異なるため、

「市職員」については、「春日井市特定事業主行動計画」に準じ、別表1に定めたものです。

「県費負担教職員」については、「愛知県教育委員会特定事業主行動計画」に準じ、別表2に定めたものです。

< 市職員に関する制度 >

1 目的

市職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき策定された行動計画策定指針の基本的視点を踏まえつつ、春日井市特定事業主行動計画を策定することとする。

2 計画期間

平成18年5月1日から平成22年3月31日までの期間

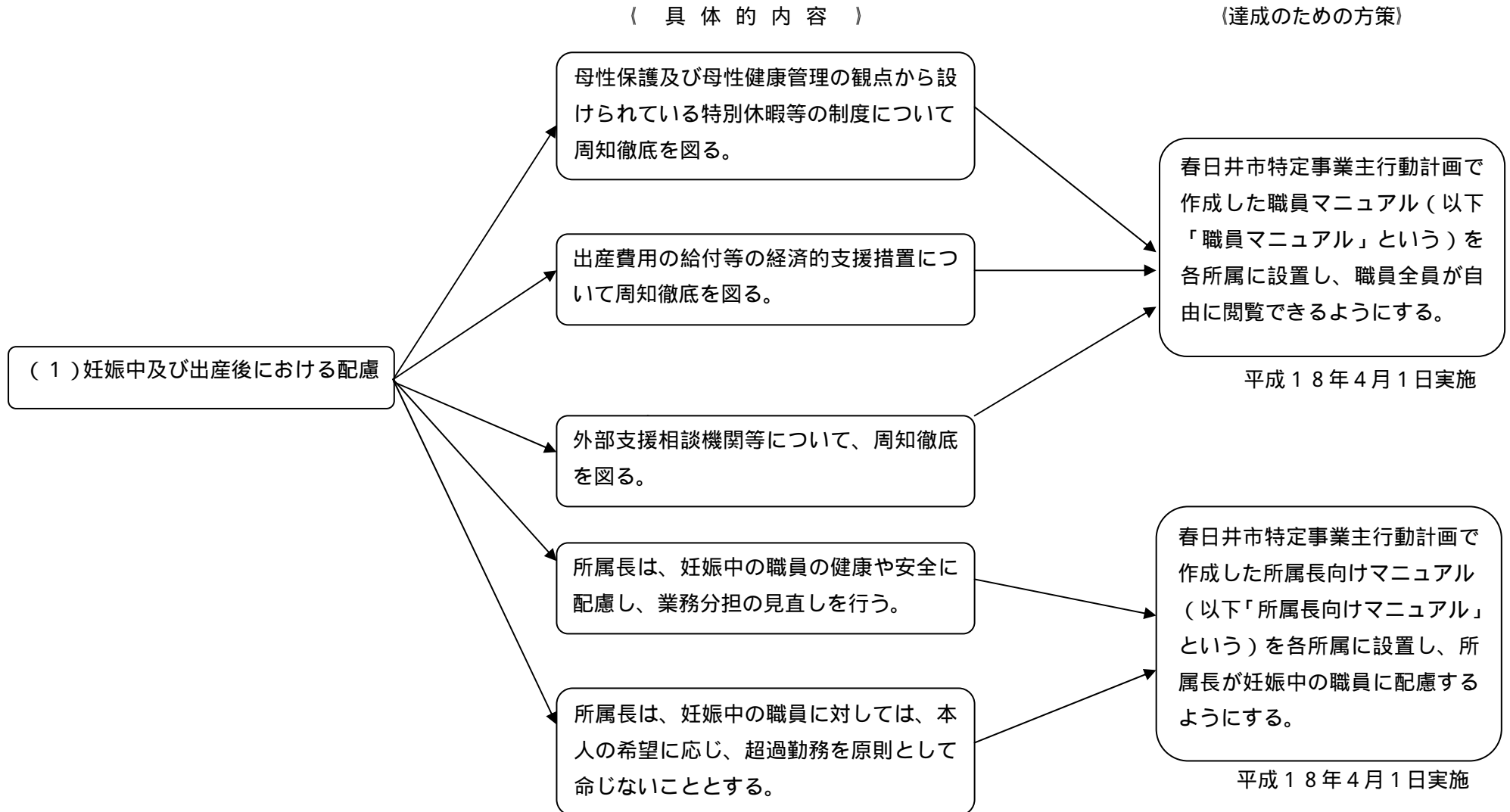
3 目標

- (1) 育児休業取得率を男性 10%以上、女性 90%以上とする。
- (2) 職員の1年間の超過勤務時間数について、360時間以内にする。
- (3) 職員1人当たりの年次休暇の取得を14日以上にする。
以上の目標を平成22年3月31日までに達成する。

4 計画の推進

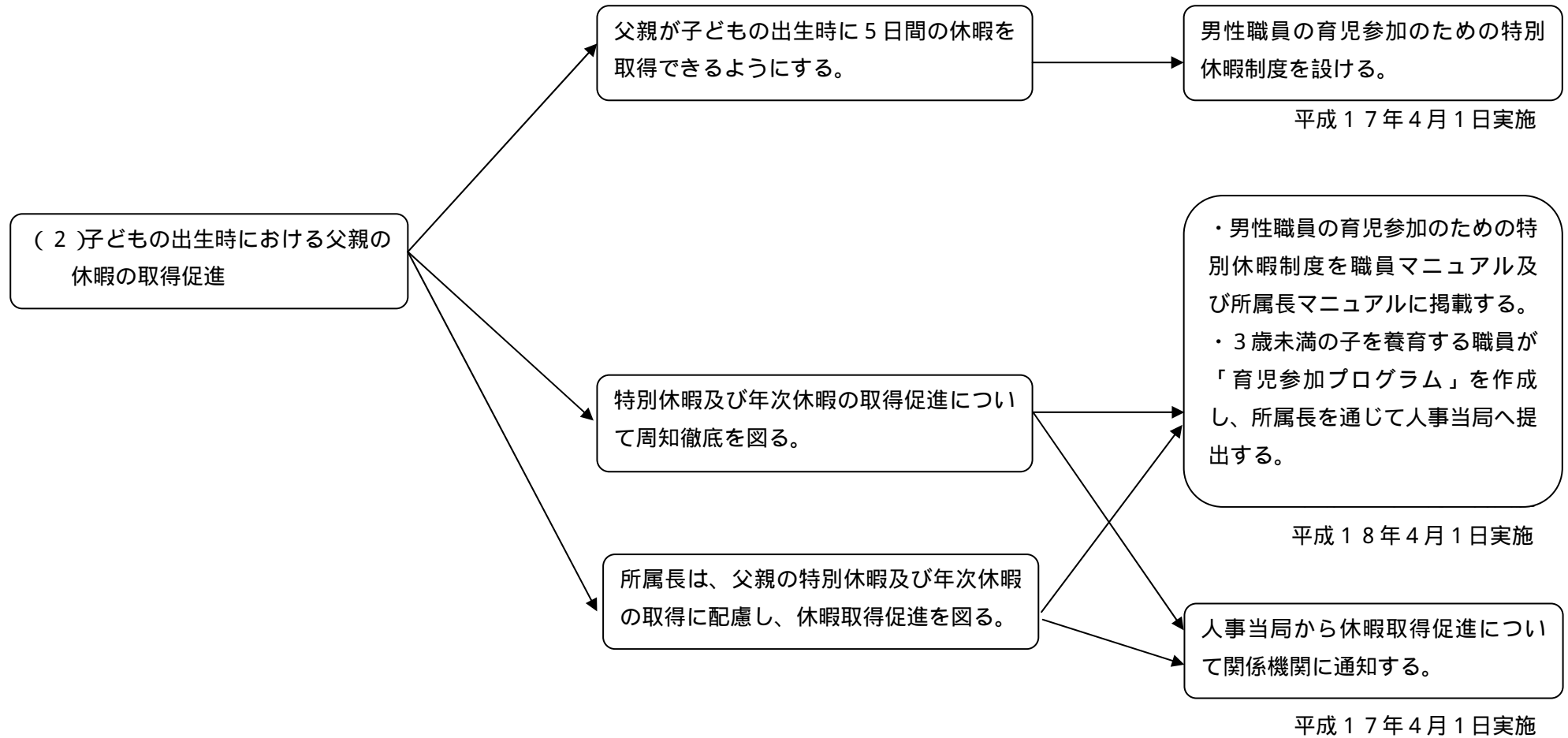
春日井市特定事業主行動計画に準じ、次世代育成支援対策に関する研修、情報提供等を実施するとともに、行動計画の内容を周知徹底を図るものとします。

5 具体的な内容と達成のための方策



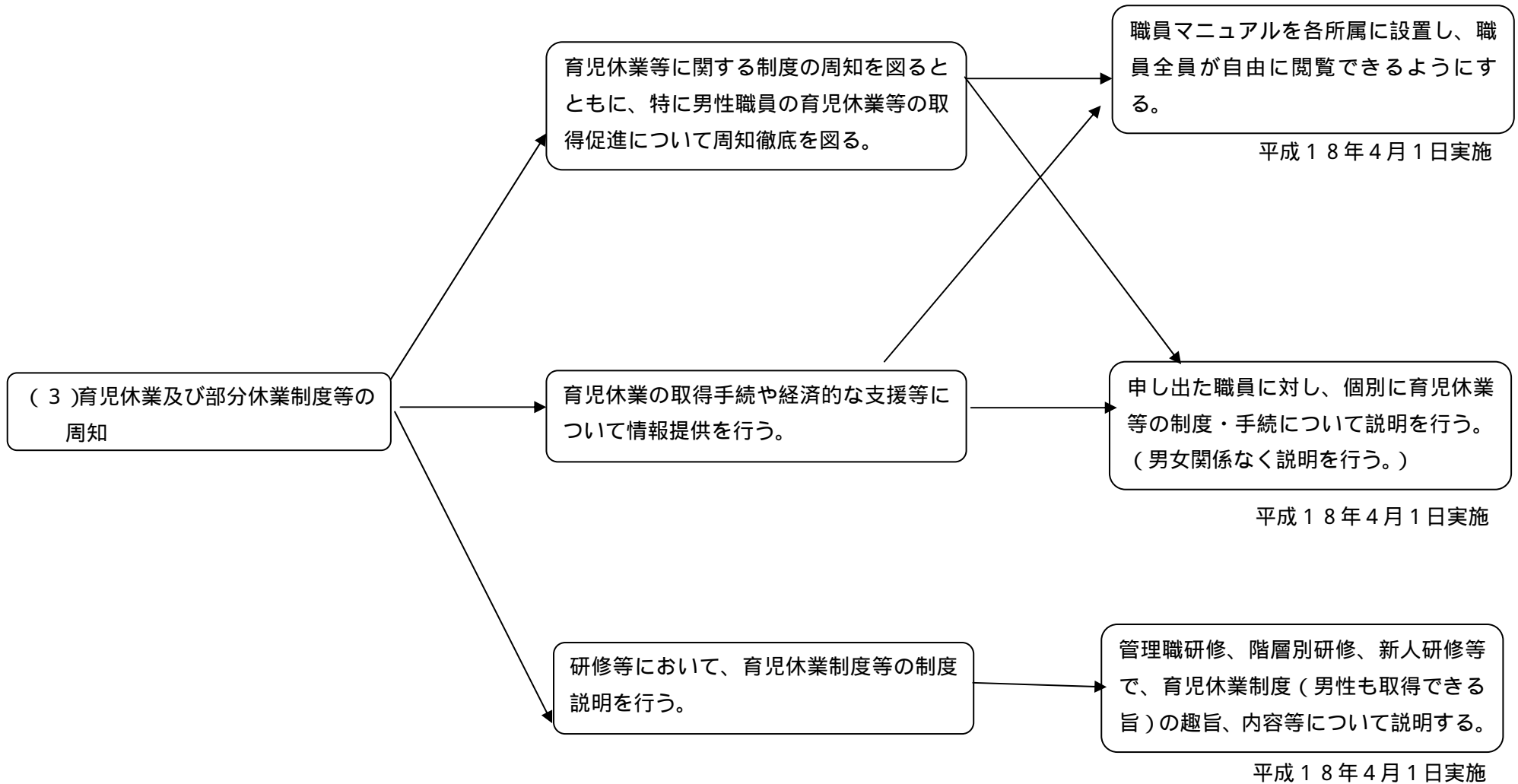
(具体的内容)

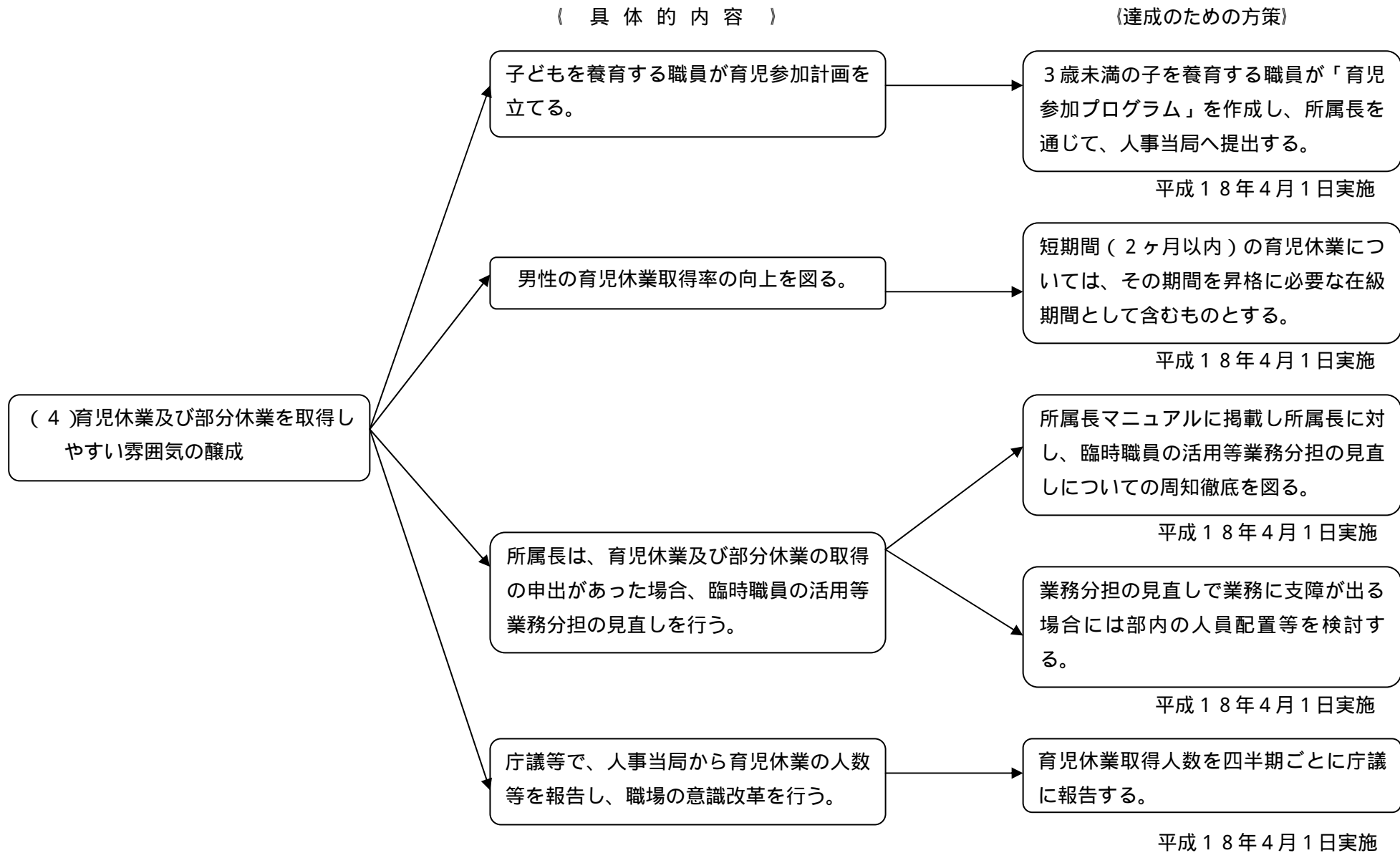
(達成のための方策)



(具体的内容)

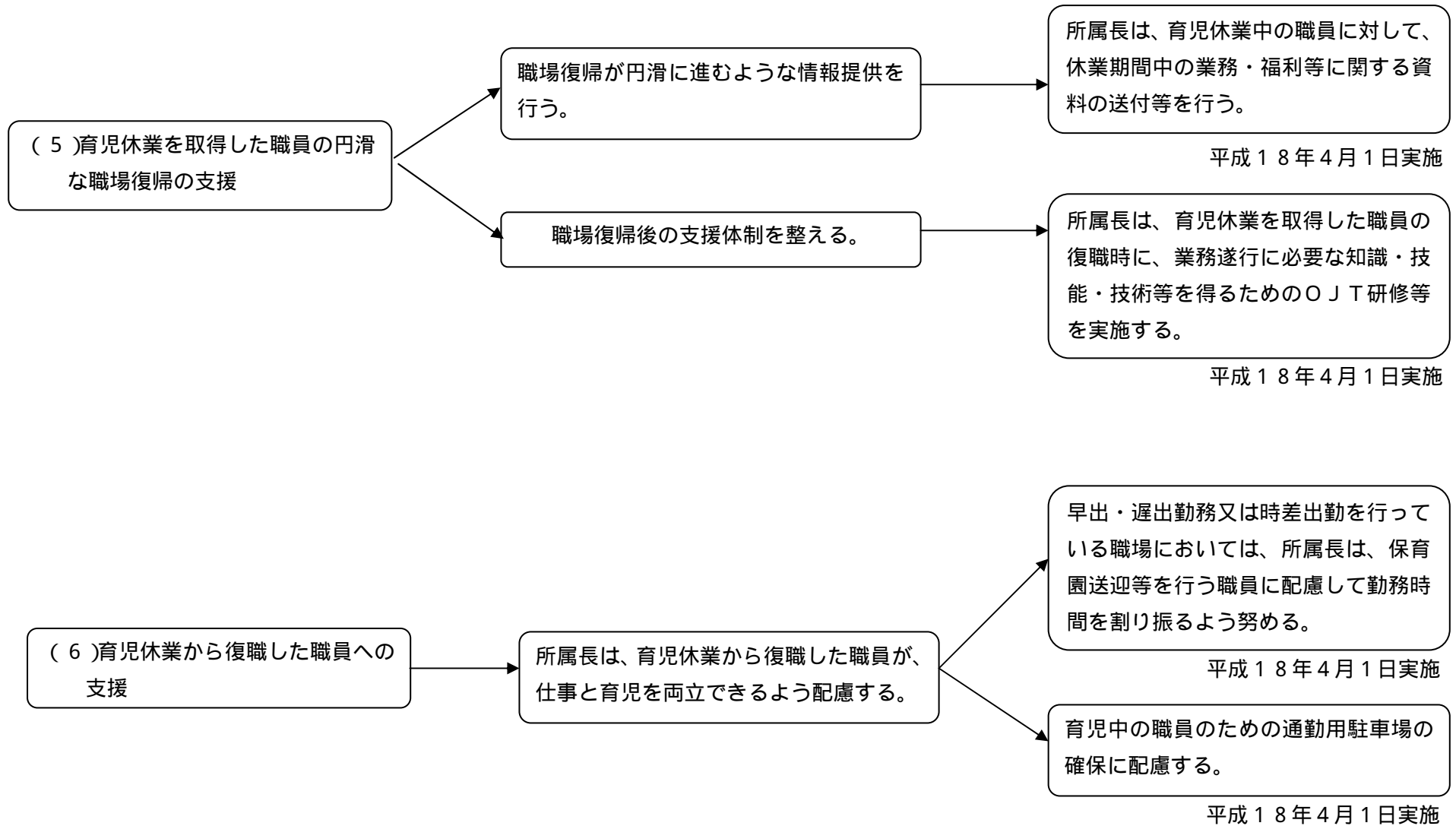
(達成のための方策)





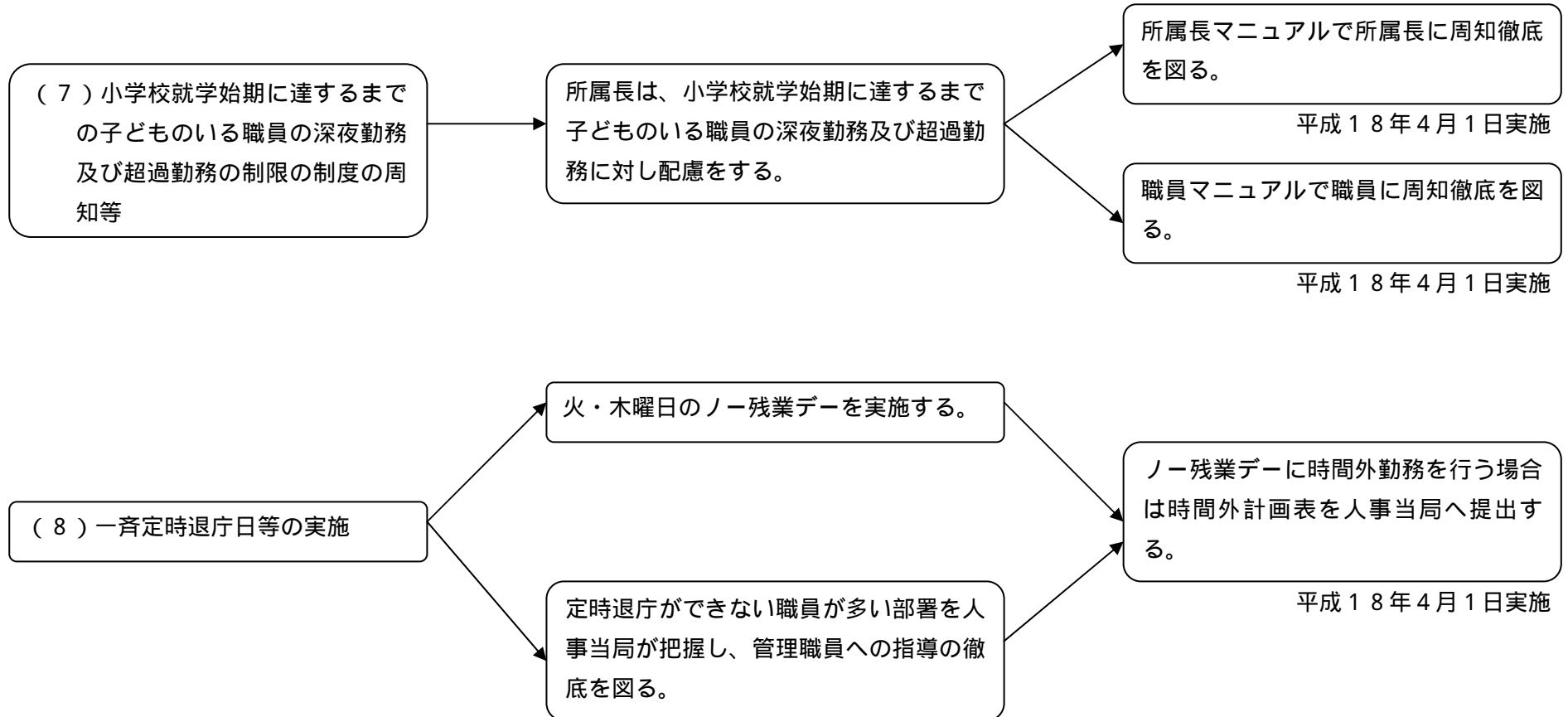
(具体的内容)

(達成のための方策)



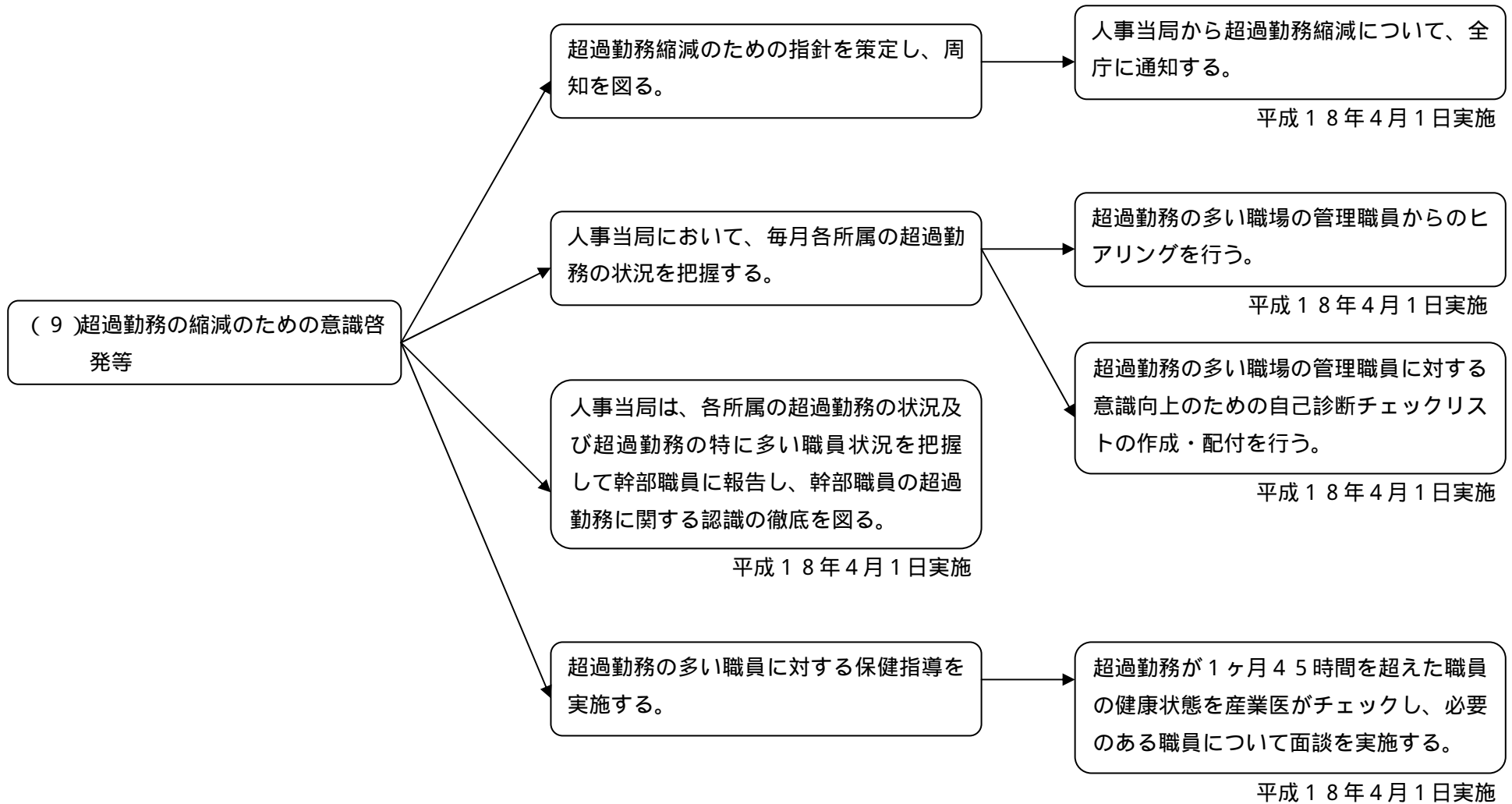
(具体的内容)

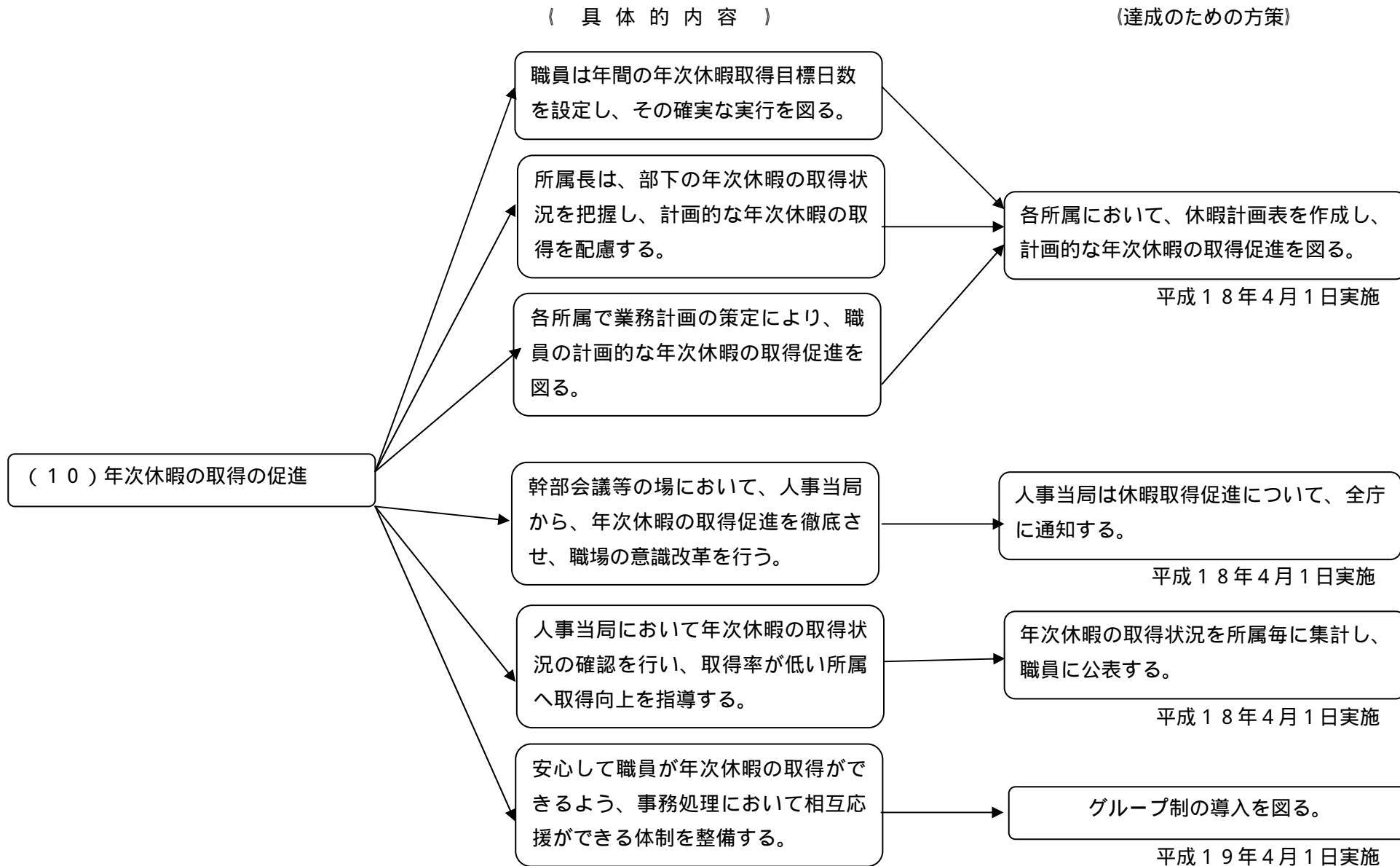
(達成のための方策)



(具 体 的 内 容)

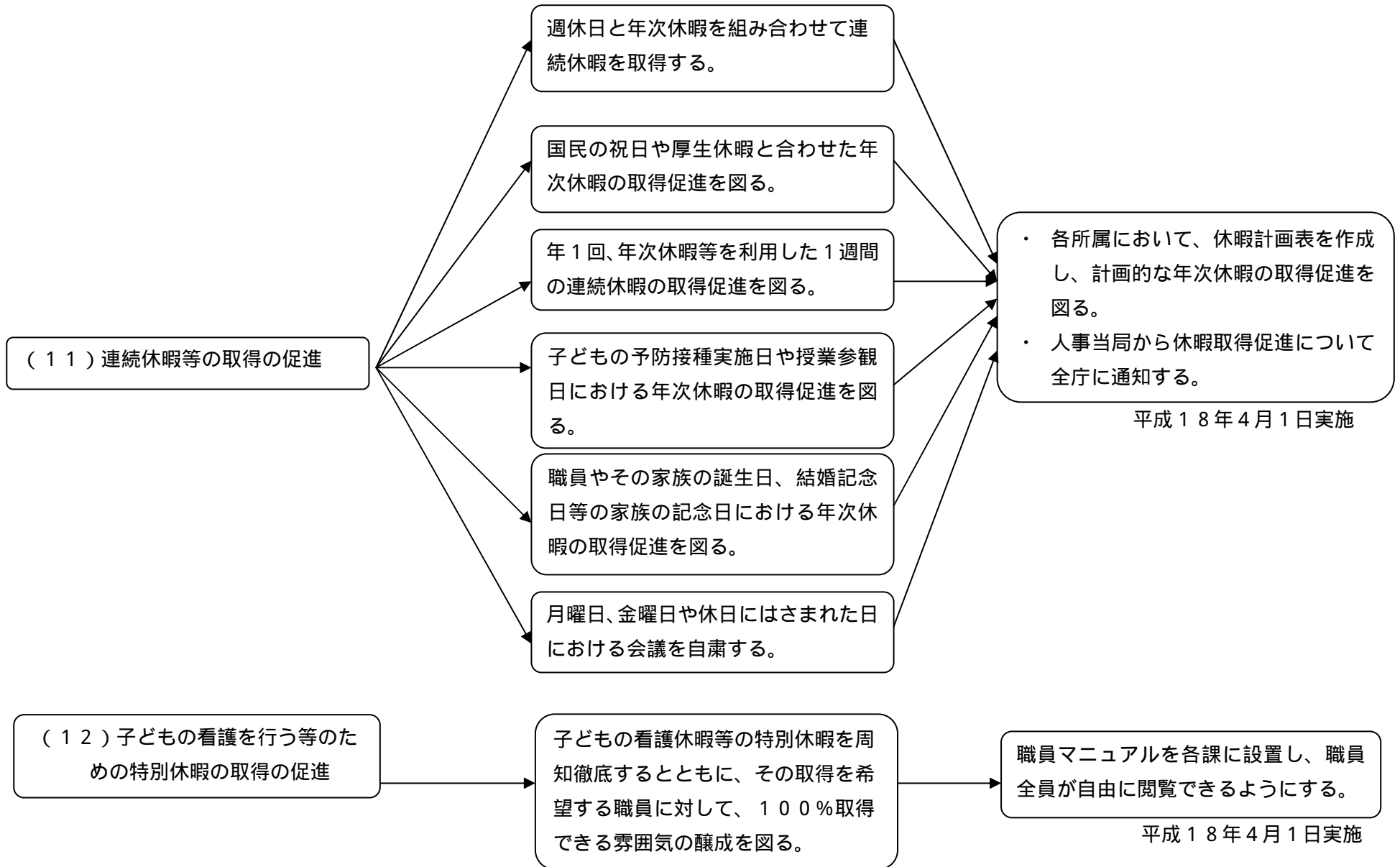
(達成のための方策)





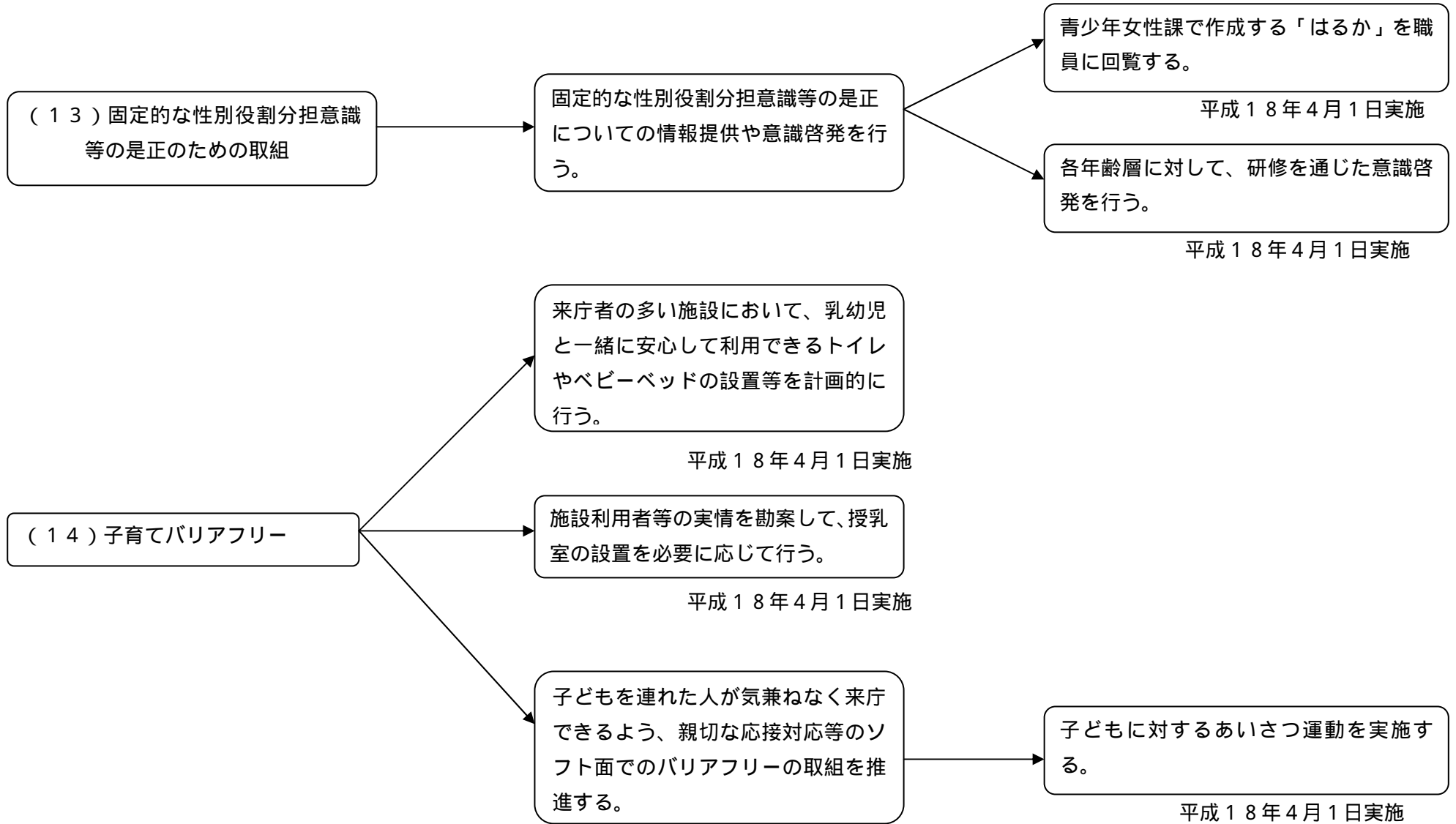
(具 体 的 内 容)

(達成のための方策)



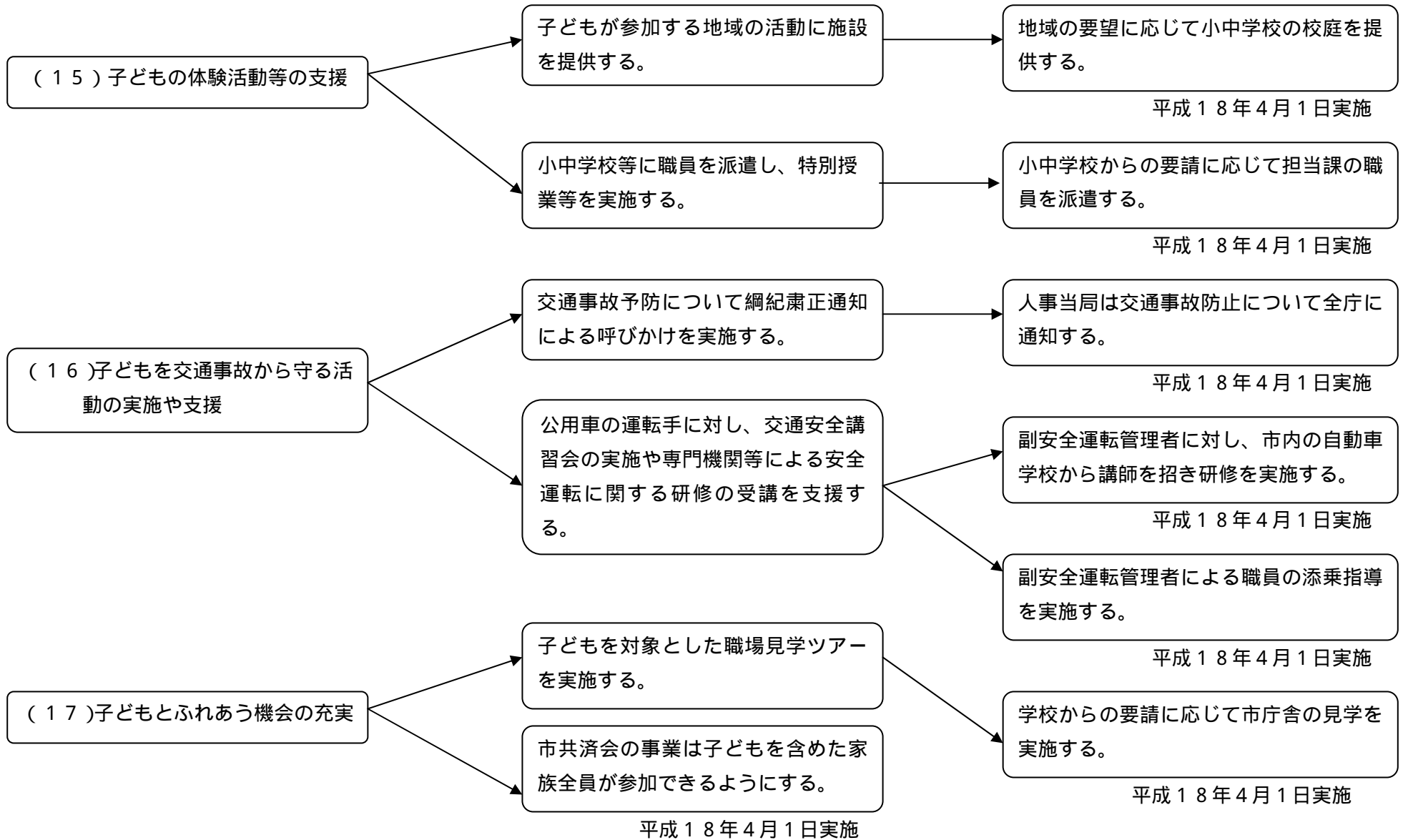
(具 体 的 内 容)

(達成のための方策)



(具 体 的 内 容)

(達成のための方策)



< 県費負担教職員に関する制度 >

1 計画期間

平成18年5月1日から平成22年3月31日までの期間

2 達成目標

この計画にかかっている数値目標は、平成21年度の達成目標です。
達成状況を客観的に確認判断できるよう定量的な目標を記載しています。

3 目標

- (1) 男性教職員の子どもの生まれる前後の5日以上の子育てに係る休暇等(育児休業を含む。)の取得率を、平成21年度までに70%にします。また、女性教職員の育児休業の取得率は、既にほぼ100%と高い状況にあります。平成21年度において引き続き100%となるようにします。
- (2) 教職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数を、平成21年度に平均14日となるようにします。

4 計画の推進及び内容

愛知県教育委員会特定事業主行動計画に準じ、次世代育成支援施策として、勤務環境の整備に関する事項と地域における子育て支援等に関する事項の2つの柱に沿った10の重点的取組事項を掲げ、その具体的取組内容を記載します。

5 具体的な内容

勤務環境の整備

1 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理に関する制度等の周知徹底

妊娠中及び出産後の女性教職員は、深夜勤務及び時間外勤務の制限、健康診査及び保健指導を受ける際の特別休暇、妊娠中の教職員の通勤緩和などの制度によって保護されています。これらの制度の理解を深めるため、教職員への周知徹底を図ります。

定期健康診断の実施を通じ、心身の健康上の悩みや治療方法など健康管理に関する内容について、学校医（又は衛生管理医）が面談して相談に応じます。さらに、職務上の問題、職場内外の対人関係・家庭問題などの悩み、心配事等について、総合教育センターの専任の相談員が相談に応じます。また、共済組合のメンタルヘルス相談事業においても各種の相談に応じています。（平成 16 年度から継続実施）

出産費用の給付等の経済的支援措置の周知徹底

「福利厚生事務の手引」で、給付の内容、手続きの方法及び申請書記載例を示しています。（平成 16 年度から継続実施）

教職員の出産等の状況を把握し、必要な書類・手続き等の案内をしましょう。（平成 16 年度から継続実施）

妊娠中の教職員の健康や安全についての配慮

衛生推進者（又は衛生管理者）を通じて、妊娠中の女性教職員への配慮についての理解の必要性を周知します。

各職場において妊娠中の女性教職員が母性保護のための制度等を利用しやすい雰囲気をつくるとともに、本人から請求があった場合には配慮しましょう。（平成 16 年度から継続実施）

妊娠中の女性教職員の健康や安全に配慮するため、業務分担などについてよく検討し、職場全体でサポートしましょう。（平成 16 年度から継続実施）

妊娠中の女性教職員の健康の保持増進と安全の確保が図れる職場環境を整えるよう努めましょう。また、妊娠中の女性教職員が手軽に休憩できるよう配慮しましょう。（平成 16 年度から継続実施）

2 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業、部分休業制度等の周知徹底

育児に関する制度や育児休業等の取得参考例をまとめ、育児休業制度を周知します。また、男性教職員の育児休業取得を促進するため、妻の出産休暇中に取得可能であることや男性・女性が交互に育児休業を取得した事例などを紹介します。子どもを持つことになった教職員から申出があったら、育児休業制度等に関する情報を提供しましょう。

新規採用教職員研修・管理職研修等において、母性保護、育児休業、部分休業、休暇、時間外勤務の制限など育児に伴う制度の説明を行い、「教職員が育児に参加すること、育児休業等を取得することはあたりまえである」という雰囲気づくりを啓発します。

「福利厚生事務の手引」で教職員の状況に応じた必要な申請様式を提供しています。

子育ての状況に応じて、必要な書類・手続き等の案内をしましょう。また、当該教職員に対して、共済・互助会の制度、手続等の情報の提供、確認をしましょう。(平成16年度から継続実施)

育児休業等経験者に関する情報提供

子育てに関わることによってもたらされる充実感を積極的にアピールし、育児休業等の取得促進の啓発となるよう、教職員の子育て体験等に関する情報を提供します。

育児休業等を経験した教職員の職場が、育児休業等の取得促進のために取組んだ環境づくりの実例に関する情報を提供することを検討します。

育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気の醸成

「仕事と子育ての両立」は職場における理解が不可欠であることから、職員会議等で定期的に育児休業等の制度の趣旨を周知し、教職員の理解を深めるようにしましょう。(平成16年度から継続実施)

教職員が育児休業等を取得することになったら、業務分担などについてよく検討し、職場全体でサポートしましょう。(平成16年度から継続実施)

育児休業を取得した教職員が円滑に職場復帰の支援

育児休業を取得した教職員が円滑に職場復帰できるよう支援しましょう。

育児休業中の教職員は、孤独を感じ、不安になりがちです。

必要に応じて最新の学校の情報を提供したりして、育児休業中も連絡を取るようにし、速やかに職場復帰できるようサポートしましょう。

また、職場復帰に伴い、代替者や同僚との事務引継が円滑に行えるよう、時間を確保しましょう。(平成16年度から継続実施)

育児休業等に伴う臨時的任用制度等の活用

教職員が安心して育児休業等に入れるように、臨時的任用制度等を活用し適切に代替教職員を確保します。(平成16年度から継続実施)

保育園送迎等を行う教職員についての配慮

保育園送迎等を行う教職員から部分休業や育児時間の申請があった場合は、業務分担に配慮し職場全体でサポートしましょう。(平成16年度から継続実施)

子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

男性教職員が対象となる子どもの出生時における休暇制度について各所属長に周知するとともに年次休暇と併せて積極的な利用を促します。

子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得を促進するため、父親となる教職員に出産予定日の前後2週間に、5日以上の休暇を盛り込んだ休暇計画の作成を勧め、休暇を取得するよう働きかけましょう。

また、必要に応じて職場の中で臨時の応援体制をつくるようにしましょう。

出産をサポートすることは、育児に参加し、家族の中で支え合うことの第一歩です。父親となる教職員は計画的に休暇を取得しましょう。

3 校内託児施設の設置

校内託児施設の設置の可否の検討

学校内の託児施設の設置の可否については、今後関係機関と連携を図り検討していきます。

4 勤務時間外の業務の縮減

育児を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知徹底

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度について、教職員に周知徹底を図り、制度の適切な利用を促しましょう。

定時退校の推進

長期休業期間中や定期考査期間中などの学校運営に支障のない日には、教職員の定時退校を促しましょう。

事務の簡素合理化の推進

新たに行事等を実施する場合、目的、効果、必要性等を十分検討するとともに既存の行事等との関係を整理し、効率的に事業を展開しましょう。(平成16年度から継続実施)

定例・恒常的業務に係る事務処理については、マニュアルを作成するなどして、常に迅速で確実な処理が行えるよう努めましょう。(平成16年度から継続実施)

健康面についての配慮

長時間の時間外勤務をさせた場合はもちろんのこと、教職員が長時間の勤務時間外の業務をした場合は、職務の状況、休暇の取得状況等に十分留意しながら、健康状態の変化に注意し、必要に応じて、学校医（又は衛生管理医）などに相談し、受診を勧めるなど適切な対応に努めましょう。（平成 16 年度から継続実施）

5 休暇の取得の促進

年次休暇の取得の促進

年次休暇の取得日数を増やすことは、子育て中の教職員はもちろん、全ての教職員に関わる問題です。取得日数が少ない教職員を把握し、年次休暇の取得促進を呼びかけましょう。

各所属で業務計画を策定・周知し、教職員が年次休暇の取得計画を立てやすいようにしましょう。(平成16年度から継続実施)

休暇の取得は、心身のリフレッシュに役立ち、その結果公務能率の向上に資するものです。子育て支援の観点に限らず、計画的に休暇を取得するよう働きかけ、休暇を取りやすい雰囲気をつくりましょう。

連続休暇等の取得の促進

学校運営の支障のない長期休業中などにおけるリフレッシュのための年次休暇の連続取得の促進、夏季休暇と併せた年次休暇の取得促進について周知します。

子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

平成15年度から、子どもの看護のための特別休暇が創設されました。子どもの看護等に係る休暇制度を周知し、休暇を取得しやすい環境づくりに配慮しましょう。(平成16年度から継続実施)

6 人事上の配慮

子育ての状況に応じた人事上の配慮

当該教職員の子育ての状況に応じて、可能な範囲で、人事上の配慮を行います。
(平成16年度から継続実施)

子育ての状況に変化があった場合は、所属長に早目早目に情報提供するようにしましょう。(平成16年度から継続実施)

7 職場優先の環境や固定的な性別役割
分担意識等の是正のための取組

研修等を通じた情報提供及び意識啓発

新規採用教職員研修・管理職研修等において、教職員が家庭責任を分担しながら、かつ、仕事においても能力を十分発揮できる環境づくりを目指すという意識付けをするとともに、セクシュアル・ハラスメントを防止するための研修を実施して、固定的な性別役割分担意識の是正に努めます。(平成16年度から継続実施)

相談体制の整備

相談体制を整備し、子育てのために認められた休暇等が取得しにくい環境やセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対策して、適切に対応します。(平成16年度から継続実施)

地域における子育て支援等

8 子育てバリアフリー

ハード面の整備の検討

施設利用者等の実情を勘案して、施設設備の改修等を順次行っています。
(平成16年度から継続実施)

ソフト面の取組の推進

気兼ねなく子ども連れでも利用等ができるよう、親切・丁寧な対応等、ソフト面からもバリアフリーの取組を推進しましょう。

9 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子ども・子育てに関する活動への参加の呼びかけ

子どもの健全育成、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等の活動に積極的に参加しましょう。

子どもの体験活動等への参加の呼びかけ

各種学習等の講師、ボランティアリーダー等としての活動に積極的に参加しましょう。

子どもを交通事故から守る活動への参加の呼びかけ

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動に積極的に参加しましょう。

10 学習機会の提供等による家庭教育力の向上

安全で安心して子育てができる地域活動への参加の呼びかけ

地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等に積極的に参加しましょう。

家庭教育に関する情報提供

乳幼児から中学生の子どもを持つ教職員に、子どもの発達段階に応じた家庭教育の情報等を提供し、家庭教育の大切さを啓発します。